



今後のマスクの着用等について（お知らせ）

早春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動にご理解ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、週明け13日から政府の方針により「マスクの着用に関しては個人の判断」となることが繰り返し報じられるなど、新型コロナの感染予防対策は確実に緩和の方向で進んでいるところです。南材小の学校生活の中でも、全児童参集型の朝会を再開するなど、段階的に感染予防対策を緩和しております。

つきましては、本校においては、国からの通知等を受け、まずは下記の方角で今後の対応を進めて参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 学校生活でのマスクの着用に関して

- ・国からの通知（裏面参照）において、「学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする」と示されていることから、**南材木町小学校では3月13日以降も今年度中はこれまで通りメリハリのあるマスクの着用を続けさせることとします。**
- ・**次年度4月1日以降の対応については、**「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされており、さらに「これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定」と示されていることから、それらの**通知を待って改めてお知らせいたします。**
- ・学校内外でマスクを外す場合でも、感染への不安を抱えている周囲の人たちへの配慮が必要であることについて指導をします。各ご家庭でもお子さんに「不安を抱える人（友達）への気遣い」や「ちがいを認めることの大切さ」についてお話してください。
- ・17日実施の「卒業式」における対応は過日別途お知らせしたとおりです。

2. 給食時の会話について

- ・いわゆる「**黙食**」については、**現在の校内の状況を踏まえ、今年度中は継続することと**します。
- ・新年度から、まずは前を向いた状態での食後の会話を可能とし、「5類」に移行する次年度5月8日以降はグループでの食事や食後の会話を再開する見通しです。
- ・「口に食べ物を入れた状態で話さない」ことは、コロナ禍にかかわらず、基本的な食事のマナーとして今後も指導をしていきます。ご家庭でもお声掛けください。

3. その他

- ・その他の感染予防対策は当面の間継続いたします。国や市教委の通知により変更する場合は、改めてお知らせいたします。

【参考】2月10日付の各種通知

マスク着用の考え方の見直し等について（新型コロナウイルス感染症対策本部より）

（1）見直しの概要

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。

このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

・屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。

・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

（以下省略）

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（文部科学省より）

また、2月10日付け政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

（以上抜粋）